

「三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年6月23日

青森県東青農林水産事務所長

記

1 業務名

三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うことを目的とする。

(2) 概要

換地計画事務 一式

確定測量業務 一式

3 応募資格等

別添三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階

青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9991

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 八戸

三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託 応募要領

1 業務名

三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託

2 業務の目的

本業務は、県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添資料の2特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）の資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し並びに5(2)のエ及びオに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

(2) 提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下、「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月7日（月）まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添資料の3参照）

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、3に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年7月10日（木）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県東青農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階

青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9991

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 八戸

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県東青農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県東青農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年7月3日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、5,291千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県東青農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

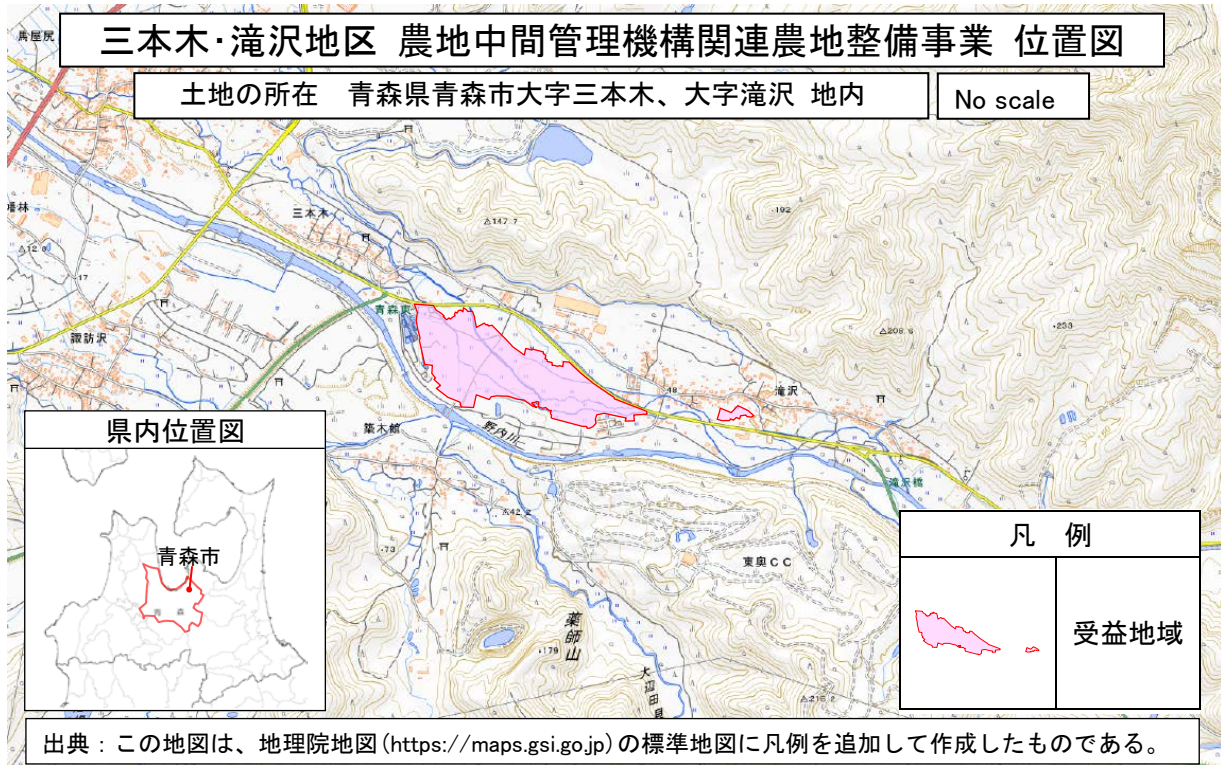
12 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所
T E L 017-734-9991
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農村計画課 八戸

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
青森市大字三本木、大字滝沢 地内（次の地図に示すとおり）



- 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

特記仕様書

業務番号	： 東農水（整委）第5号
事業名	： 県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業
業務名	： 三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第5号委託
業務場所	： 青森市大字三本木及び大字滝沢 地内
履行期間	： 契約締結の翌日 ～ 令和8年3月27日

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本業務は、測量業務共通仕様書（青森県県土整備部）、農村整備設計業務共通仕様書（青森県農林水産部）」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

（業務目的）

第 2 条 本業務の目的は、県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うものである。

（業務場所）

第 3 条 業務場所は、次に示すとおりである。
青森市大字三本木及び大字滝沢地内

（業務内容）

第 4 条 業務内容は、次のとおりである。

- 1 換地計画事務
換地計画決定、相続等代位登記、換地処分、換地処分登記
- 2 確定測量業務
境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成

（定めなき事項）

第 5 条 この特記仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

第 2 章 作 業 条 件

（業務上の留意事項）

第 6 条 業務委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の業務上の留意事項は、次のとおりである。

- 1 換地計画事務
 - (1) 換地計画事務に従事する換地技術者のうち、管理技術者（地区担当換地士）には土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）を配置すること。
 - (2) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則等関係法令を遵守するとともに、「最新版換地関係通知集」、「土地改良換地の実務」（ともに全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。
 - (3) 青森県県営土地改良事業換地計画関係事務実施要領に基づき業務を進めること。
 - (4) 本業務の一部は、三本木・滝沢地区ほ場整備組合の換地及び評価委員会で行うこととし、その経費については、別添参考のとおり委員経費として計上している。
なお、委員の日額は、青森県の令和7年度委員経費基準日額で算定している。
- 2 確定測量業務
 - (1) 確定測量業務に従事する測量技術者のうち、管理技術者には測量士（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定に従い登録された者）を配置すること。
 - (2) 測量法（昭和24年法律第188号）その他関係法令を遵守するとともに、「最新版確定測量関係通知集」（全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。
 - (3) 確定測量の工程管理及び検査の方法については、平成10年3月31日付け10構改B第210号構造改善局長通知「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び検査要領」に基づき行うものとする。

- (4) 本業務は、地上測量による方式(数値法)によるものとし、この作業における精度は、甲三とする。
- (5) 本業務に関しては、県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業における一時利用地指定計画を十分理解した上で行うこと。

(貸与資料)

第7条 貸与資料は、県営三本木・滝沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る次の書類とする。

1 換地計画事務

位置図、換地計画概要図、換地計画概要書、換地計画書、換地図、確定名寄帳、前提登記整理簿、従前地土地調査票、平板確定図

2 確定測量業務

換地交付計画原案簿、一時利用地指定計画書、換地設計基準書

第3章 作業内容

(作業項目等)

第8条 本業務における作業項目、作業内容及び数量は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業 務 内 容	作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
換地計画決定	開催準備打合せ	換地委員及び関係機関と開催の日時・場所等について打合せる。	1換地区
	資料作成	権利者会議議案書、開催通知書等を作成する。	52人
	権利者会議	権利者会議が円滑に行われるよう主催者を補佐する。	1換地区
相続等代位登記	戸籍簿等調査	戸籍簿、住民票等の調査を行う。	1人
	相続登記嘱託書作成	相続による所有権移転登記に必要な嘱託書、添付書類を作成・整理する。	1人
換地処分	処分通知書等の作成	換地処分に必要な処分通知書等の書類を作成する。	52人
	換地清算金調書等の作成	換地計画書に基づき清算金の徴収及び支払調書を作成する。	43戸
換地処分登記	登記簿照合	権利移動等の有無について確認を行う。	147筆
	換地処分登記嘱託書等の作成	換地処分登記嘱託に必要な書類を作成する。	1換地区
	換地計画部分変更	権利変動等に伴い、換地計画書を補正する。	24.3ha

2 確定測量業務

業 務 内 容	作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
境界調査	準備打合せ	測量作業の方法、使用する機器、要員、日程等の計画について調査職員から承認を得る。	面積12.6ha, 変化率-0.3
	境界標の測設	一筆地の境界を明らかにするため、現地に境界杭を設置する。	
	調査図の作成	境界杭設置箇所、一筆地の境界等を図面に表示する。	
一筆地測量	筆界点観測	境界杭及び調査図に基づいて放射法、割込法又はこれらを併用して筆界点の測量を行う。	面積12.6ha, 変化率-0.3
	計算	確測基準点等を基礎として筆界点の座標を求める。	
	点検整理	測定された境界点の座標値の点検を行う。	
地積測定	計算	一筆地測量の成果に基づき一定地域内の地積を測定する。	面積12.6ha, 変化率-0.3
	成果簿の作成	一筆毎に地番を表記し、地積の一覧表を作成する。	
	点検整理	各筆の合計地積とその区域の外周による地積が等しいかどうかを倍面積にて点検する。	
確定図の作成	筆構成データ及び仮作図	筆界点の座標値に基づいて仮作図を行う。	面積24.3ha, 変化率0.2
	確定測量図の作成	仮作図に基づいて確定測量図を作成する。	
	平板確定図の作成	確定測量図の作成後に原図用紙に複製図とともに作成する。	
	点検整理	図形その他の事項に誤りがないことを点検する。	

（作業の留意点）

第9条 本業務実施における作業の留意点は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業 務 内 容	作 業 の 留 意 点
換地計画決定	・ 議案書作成前に各筆換地等明細を点検、調整すること。 ・ 権利者会議開催前に議案を関係権利者に説明すること。 ・ 相続登記は、相続人（関係権利者）との協議及び謄抄本の請求を行い、整理すること。 ・ 土地改良法第123条の規定により供託を要するものがある場合には、抵当権利者等と折衝し、供託しなくてもよい旨の申出書を徴するようにすること。
相続等代位登記	
換地処分	
換地処分登記	

2 確定測量業務

- ・ 業務に使用する測量機器等は、国土交通省国土地理院測量機器性能基準及び同省公共測量作業規程による適合機種であることとする。

業 務 内 容	作 業 の 留 意 点
境界調査	・ 境界測量は、確定測量調査図を作成すること。 ・ 測量標の規格は次による。材質：木又はプラスチック、形状：4.5cm×4.5cm×45cm（所有者が異なる筆界にはプラスチック杭を設置する。） ・ 現地での作業は、交通、利水、その他公益に十分注意するとともに、委託者の指示に反して生じた器物破損又は耕地、農作物等の踏み荒らし、損傷等については、すべて受託者の責任において速やかに復旧又は補償すること。 ・ 地積測定は、原則として座標法による。 ・ 地積測定を数値三斜法で行う場合は、求積図を作成すること。 ・ 平板確定図複製図は、土地改良区の区域である場合は2部作成すること。 ・ 国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の承認申請区域図も併せて作成すること。
一筆地測量	
地積測定	
確定図の作成	

（現地作業の留意点）

第10条 現地での作業上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業は、迅速かつ的確に行うものとし、農作業の支障とならないように注意すること。
- 2 関係者からの異議苦情が解消できない見通しである場合は、速やかに報告すること。

第 4 章 打 合 せ

第11条 業務打合せ回数は、換地計画事務3回、確定測量業務3回とし、時期、内容等は次のとおりである。

- 1 受託者は、作業着手前に、作業の工程計画、作業責任者及び作業方法について、調査職員の下承を得なければならない。
- 2 受託者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項については随時報告するほか、必要に応じて調査職員と打合せを行わなければならない。
- 3 特に、時期を定められた作業については、調査職員と緊密な連絡をとり、所定の時期までに完了するとともに、調査職員の指示により部分納品すること。

第 5 章 成 果 品

（電子納品対象業務）

第12条 確定測量業務は、電子納品対象業務である。電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づきすすめること。

（成果品の装丁等）

第13条 成果品の装丁等は、次によるものとする。

- 1 報告書は、製本上極力分冊を避け、分冊とする場合は内容の配分を考慮するものとする。
- 2 提出先は、青森県東青農林水産事務所とする。
- 3 電子成果品での納品を求めるデータは、CD-R又はDVD-Rに収納し、1部提出すること。
- 4 成果品納入後に、誤り、不備等が発見された場合は、調査職員と協議し速やかに処理するものとする。

（成果品及び提出部数）

第14条 提出すべき成果品及び部数等は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業 務 内 容	成 果 品 名	部 数	品質・サイズ等	備 考
換地計画決定	権利者名簿	1部	A－4	
	権利者会議議案書	権利者数分	A－4	
	会議開催通知書	権利者数分	A－3（通知書）	
	上記通知発送用宛名シート	1部	宛名シート	
	会議出席者名簿	1部	A－4	
相続等代位登記	代位登記嘱託書	2部	A－4	
	添付書類	2部	A－4	
換地処分	換地処分通知書	1部	A－3	
	上記通知発送用宛名シート	1部	宛名シート	
	換地清算金徴収支払明細書	2部	A－4	
	国有地を表示した図面（該当がある場合）	2部	A-0 縮尺1,000分の1	
	供託しなくてもよい旨の申出書（該当がある場合）	正副各1部	A－4	
換地処分登記	換地処分登記嘱託書	3部	A－4	
	添付書類	3部	A－4	
	補正換地計画書	3部	A－4	
業務打合せ	業務打合簿	1部	A－4	

2 確定測量業務

業 務 内 容	成 果 品	部 数	品質・サイズ等	電子成果品の仕様
境界調査	確定測量調査図	1 部	1/1,000	オリジナルファイル
一筆地測量	観測手簿	1 部	A－4	—
	計算簿・精度管理表・成果簿	1 部	A－4	—
地積測定	計算簿・地目別筆数面積表・精度管理表・成果簿	1 部	A－4	—
確定図の作成	確定測量図（電子成果品のみ）・筆界点番号図	1 部	1/1,000	オリジナルファイル
	平板確定図	1 部	ポリエステルフィルム#500、 400mm×495mm又はA3判	地図×M L又は地籍フォーマット2000
	平板確定図複製図	2 部	ポリエステルフィルム#500、 400mm×495mm又はA3判	地図×M L又は地籍フォーマット2000
	平板確定図一覧図	1 部	1/10,000、1/5,000又は 1/2,500	オリジナルファイル
	認証申請区域図	5 部	1/25,000又は1/50,000	オリジナルファイル
	位置図	1 部	A－4（1/25,000又は 1/50,000）	オリジナルファイル
業務打合せ	業務打合簿	1 部	A－4	—

※ オリジナルファイル…CAD、ワードプロセッサ、表計算ソフト等で作成した電子データ

※ 確定測量業務における成果品の作成にあたって、次に留意すること。

(1) 2級～4級確測基準点測量、一筆地測量、地積測定

ア、観測簿及び計算簿の点検及び検査については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び検査要領」によること。この場合、自己点検については特に留意して行うものとする。

イ、観測簿及び計算簿は、原則として鉛筆は使用しないこと。

ウ、確測基準点網図の縮尺は1/25,000（1級及び2級のみ）、1/10,000、1/5,000又は1/2,500を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

エ、2級確測基準点測量の測量成果については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けること。

(2) 境界調査

ア、確定測量調査図は、X軸方向に600mm、Y軸方向に800mmの図隔により、さらに法第14条地図の規格である300mm×400mmが収まるよう作成する。

(3) 確定図の作成

ア、確定測量図は、大字、小字、仮地番、方位及び縮尺等を記入すること。

イ、確定測量図・筆界点番号図は、X軸方向に600mm、Y軸方向に800mmの図隔により、さらに法第14条地図の規格である300mm×400mmが収まるよう作成する。

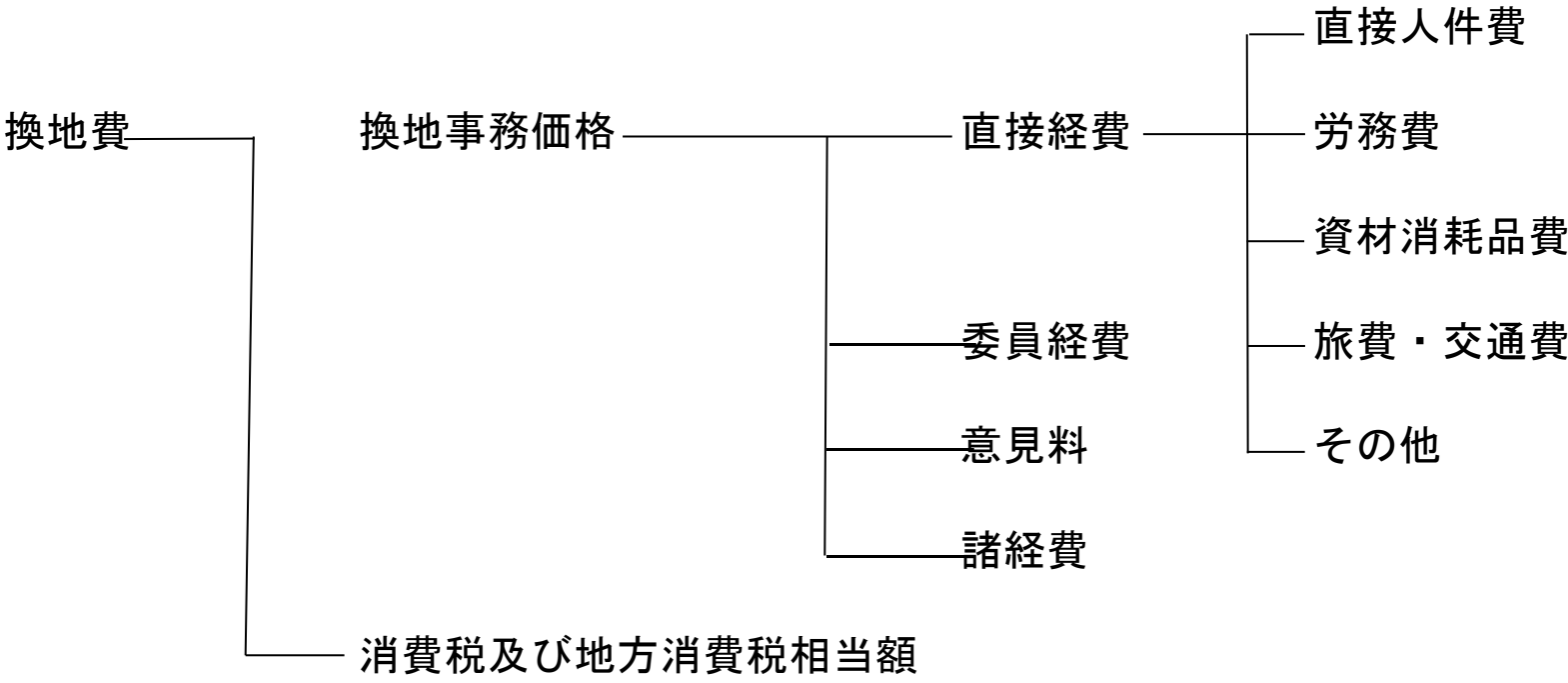
ウ、平板確定図一覧図の縮尺は、原則として3級及び4級確測基準点網図の縮尺と同一とすること。

エ、平板確定図（複製図含む）は、国土調査図面（法第14条地図）と同じ縮尺とし、品質はポリエステルフィルム#500とすること。

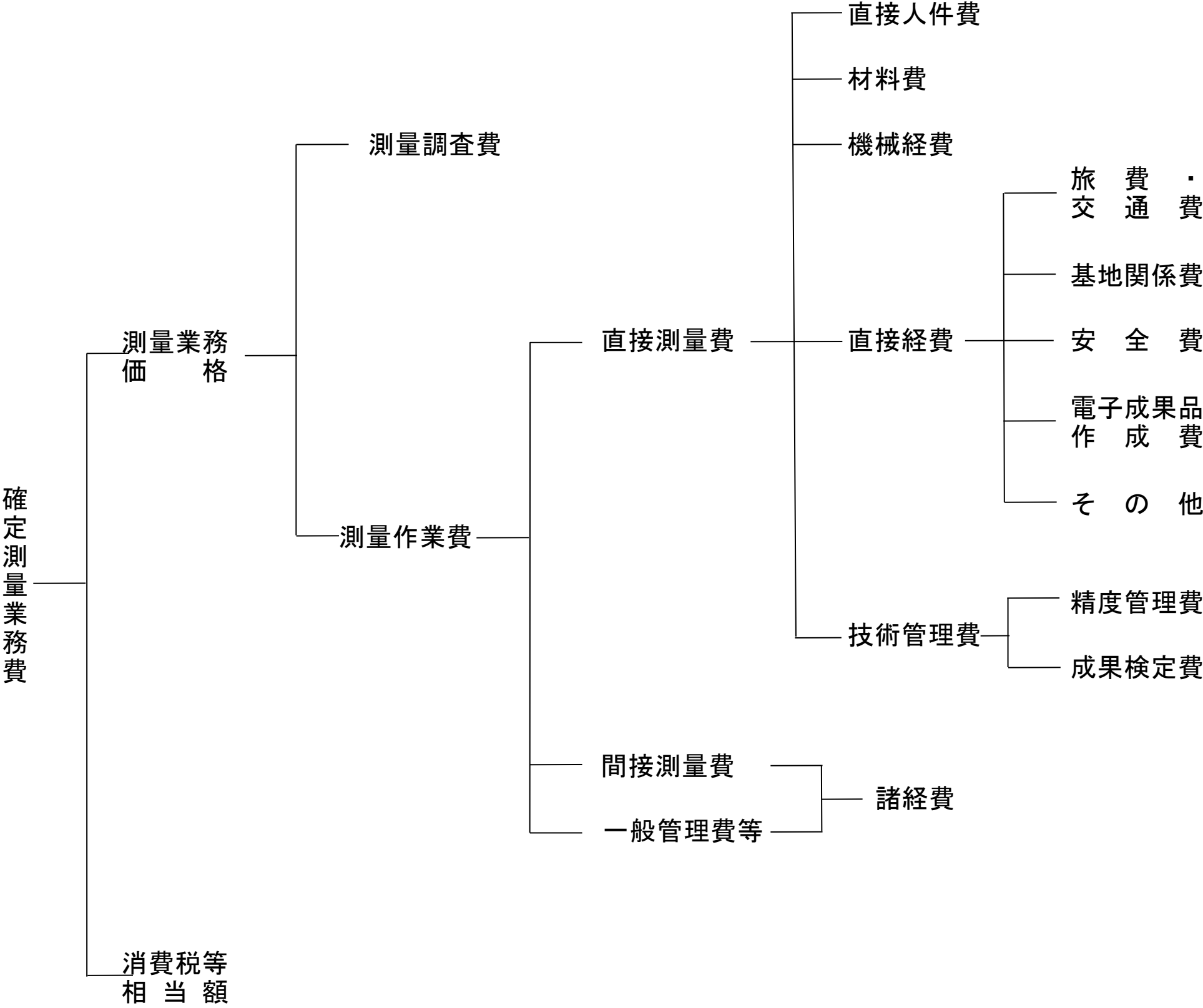
オ、認証申請区域図の縮尺は1/25,000又は1/50,000を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

カ、位置図の縮尺は1/25,000又は1/50,000を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

3 換地計画事務費の構成



4 確定測量業務費の構成



5 委員経費について

ア 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準 5900 円

イ 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員 15 人

ウ 委員経費の員数は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 換地計画決定 | 24 人 |
| (2) 相続等代位登記 | 0 人 |
| (3) 換地処分 | 0 人 |
| (4) 換地処分登記 | 0 人 |

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	① 過去10年間で5件以上の実績あり	10 点
	② 過去10年間で1件以上の実績あり	5 点
	③ 過去10年間で実績なし	0 点
	技術者評価 [13点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	① 過去5年間で3件以上の経験あり	7 点
	② 過去5年間で1件以上の経験あり	4 点
	③ 上記以外	0 点
	(3) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	① 各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6 点
	② 各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③ 上記以外	0 点
30点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第 5 号委託」の業務企画に関する
提案に参加します。

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第 5 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 殿

青森県東青農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「三本木・滝沢地区換地計画事務・確定測量業務第 5 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：

会社名：

区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)						備 考
	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	委員	

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年